

○犯罪被害者に対する医療費等の公費支出制度の改正について（通達）

（令和3年4月12日付け香捜一第42号）

性犯罪及び身体犯等の被害者に対する医療費等の公費支出については、「犯罪被害者に対する医療経費等の公費支出制度の改正について（通達）」（令和2年3月19日付け香捜一第37号。以下「旧通達」という。）によって運用してきたところであるが、犯罪被害の実態に応じた適切な運用を図るため、下記のとおり改正することから、関係所属にあつては遺漏なきようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 制度の目的

性犯罪及び身体犯等の被害者（以下「犯罪被害者」という。）については、犯罪被害に係る精神的・経済的負担は計り知れないものがあり、これら犯罪被害者に対し、医療費等を公費で支出することにより、被害者の経済面における負担軽減と円滑な捜査活動に資することを目的とする。

2 公費支出対象事件

- (1) 性犯罪の被害者であつて、犯罪被害により医師の診療を必要とする事件
- (2) 上記のほか身体犯等の被害者であつて、警察の捜査上、医師の診療を必要とする事件
- (3) その他、所属長が事件主管課と協議し、被害者支援上、支出の必要性を認めた事件

3 公費支出の基本

(1) 犯罪被害者に対する健康保険利用に係る理解と指導

本来、第三者被害の場合、民事的には加害者が医療費を支払う責にあるが、仮に、対象事件の被害で継続診療が必要な場合、保険診療をしなければ、一旦被害者が全額負担し、後に犯人側に求償することになり、被害者に対して多大な負担になる。

そこで、犯罪被害者の経済的負担を軽減するため、犯罪被害者に対し、保険種別ごとの母体機構（全国健康保険協会、地方公共団体等）に「第三者加害に起因した傷病（性犯罪を含む。）」であることを通知する義務があること等を説明し、その理解を求めた上で、保険診療を選択させ、適切な支出を行う必要が

ある。

(2) 公費支出の基本的立場

犯罪被害者が負担する初診時における診断書料、処置料、検査費用等（以下「医療費等」という。）は、原則公費支出とする。

ただし、上記3(1)のとおり、犯罪被害者は保険診療を選択することができるが、性犯罪被害者の場合、性犯罪に起因した傷病に関しては、被害者が保険診療を望まない限り自由診療とする。

継続診療費の公費支出に関しては、性犯罪被害者に限ることとし、性犯罪被害とその他の身体犯被害が重複する場合（強制わいせつの被害者が転倒して負傷するなど）は、外科診療等での継続診療費についても公費で負担する。

4 公費で支出する医療費等

公費で支出する医療費等は、病院、診療所、薬局等（以下「医療機関等」という。）において、被害者の診療、投薬等に要した次に掲げる費用及び謝金とし、自由診療の場合は全額、保険診療の場合は自己負担分とする。

(1) 初診料、再診料等

(2) 処置料

処置料は、初回診療時における一般的に必要とされる診療（レントゲン撮影、負傷箇所の消毒及び縫合、腔内洗浄等）又は鑑定資料の採取に必要な処置費とし、初診時における投薬費も含む。

なお、性犯罪被害に伴う各種傷病の診療費については、計5回まで公費支出を行う。

(3) 性感染症検査費用

性犯罪被害者であって、医師が適時必要と判断した検査に限る。

(4) 緊急避妊費用

性犯罪被害者であって、被害後72時間（投薬有効時間）以内に緊急避妊処置が可能な被害者で、経口避妊薬を用いる処置（投薬費用も含む。）とする。

(5) 人工妊娠中絶費用及び付帯医療費

原則として、手術に先立って本制度による緊急避妊処置を受けた者とする。

ただし、所属長が事件主管課と協議し、被害者支援上、支出の必要性を認めた場合は支出することとする。

(6) 診断書料

事件捜査の証拠として使用するものに限る。

(7) 謝金額

謝金額については、香川県の県費予算単価に定められた金額を支払うものとする。

なお、謝金額に改正があれば別途示達する。

5 公費支出手続等

(1) 診療伺の作成

対象事件を認知した警察署の捜査員は、被害者及び関係者から十分に事情を聴取した上、速やかに診療伺(別記様式1)を作成し、署事件担当課長を経て警察署長(以下「署長」という。)に報告するものとする。

性犯罪の被害者で、継続診療の必要がある場合は、診療毎に診療伺を作成して署長に報告すること。

ただし、既に被害者が医療機関における診療を終了している場合は、診療伺によらず、下記(3)により署長に報告すること。

(2) 公費支出の認定等

署長は、医療費等を公費で支出する必要があると認めたときは、捜査主任官等から被害者に対して、医療機関等への受診の必要性及び本制度の趣旨を説明させ、その意思を確認した上で公費支出を認定するものとする。

この場合、性犯罪指定捜査員等を医療機関等へ付き添わせ、医師に同趣旨を説明させて納得を得た上で、請求書(別記様式2)及び振込書(別記様式3)により医療機関等から請求を受けるものとする。

(3) 被害者に対する直接公費支出

被害者が保険診療を選択し、医療機関等から請求を受けることに支障がある場合、又は既に被害者が医療費等を負担している場合は、被害者又はその代理人に診療等に要した費用に係る申立書(別記様式4)及び請求書(別記様式5)を提出させることにより、被害者に対し、直接公費支出ができるものとする。

直接公費支出に際しては、その執行を明らかにするため、医療機関等が発行した領収書等を被害者から提出を受けるほか、医療機関等に直接確認するなどにより公費支出を認定すること。

(4) 支出科目等

支出は、警察署会計課において、医療機関等又は犯罪被害者等が指定する金融機関の口座への振込みによるものとし、現金による支出は行わないこと。

なお、支出科目については、それぞれ次のとおりとする。

ア 医療機関等に対し被害者の診療等に要した医療費等を支出する場合

(款) 警察費 (項) 警察活動費 (目) 警察活動費 (節) 役務費

イ 医療機関等に対し謝金を支出する場合

(款) 警察費 (項) 警察活動費 (目) 警察活動費 (節) 報償費

ウ 犯罪被害者に対し犯罪被害者が負担した医療費等を支出する場合

(款) 警察費 (項) 警察活動費 (目) 警察活動費 (節) 負担金

(5) 実費による公費支出

医療費等の公費支出は実費(消費税を含む。)とする。

(6) 犯罪立証に必要な経費の支出

診断書の作成又は性感染症検査若しくは鑑定資料の採取に必要な経費であって、犯罪立証上必要があると署長が認めた場合は、初回診察時にかかわらず、公費で支出するものとする。

(7) 謝金の支出

謝金は、次のいずれかに該当する場合に支給するものとする。

ア 医療機関の診療時間外及び休診日において診察を依頼したとき。

イ 医療機関の診療時間内において、避妊処置、性感染症予防処置等のため急を要し、他の患者に優先して診療を依頼したとき。

ウ その他、依頼の内容により署長が謝金の支給を必要と認めたとき。

なお、この場合は、事前に本部事件主管課長及び警務部会計課長と協議して決定するものとする。

6 公費支出の除外事由等

被害者が、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、公費支出できないため、その必要性について慎重に検討すること。

(1) 被害者が公費支出を希望しないとき又は、加害者若しくはその関係者から医療費等の支払いを受けたとき。

(2) 虚偽申告と認められるとき。

(3) 対象事件の被害と傷害の結果に因果関係が認められない事件

(4) 身体犯等において、被害者と加害者との関係その他の事情から判断して、医療費等を公費で支出することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(5) その他、公序良俗に反するなど、公費で支出することが社会通念上適切でないと認められるとき。

7 運用上の留意事項

- (1) 全ての被害者に本制度が適用されるものではないことから、被害者に誤解を与えることのないよう注意すること。
- (2) 公費支出の認定をしたものの、支出までの間に当該認定に疑義が生じたときは、支出を保留し、捜査の推移を見ながら捜査第一課広域捜査官と協議して認定の判断を行うこと。
- (3) 緊急避妊処置及び人工妊娠中絶に関しては、その効果及び身体への影響について、事前に医師を通じて被害者に説明しておくこと。
- (4) 被害者が未成年者の場合は、保護者にも本制度の趣旨を説明し、十分な理解を得ておくこと。

8 その他

- (1) 署長は医療費等の公費支出手続きを行ったときは、速やかに請求書(振込書)の写しを捜査第一課性犯罪捜査指導係へ送付するものとする。
- (2) 本件の運用に関する質疑は、捜査第一課広域捜査官に対して行うこと。

(別記様式省略)